

電子計算機処理の制限

行政機関法 (H17.4月施行)	規定無
神戸市 (H10.4月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
札幌市 (H8.4月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を開始しようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ札幌市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 使用することが予定されている個人情報の主な項目</p> <p>(2) 対象となる個人の範囲</p> <p>(3) 個人情報の処理及び保管の方法</p> <p>2 実施機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ札幌市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定は、電子計算機による個人情報取扱事務の処理を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>(1) 一時的若しくは試験的に使用され、又は短期間に消去される個人情報を取り扱うとき。</p> <p>(2) 取り扱う個人の数が規則で定める数に満たないとき。</p> <p>(3) その他市長が定める軽微な電子計算機処理により個人情報を取り扱うとき。</p> <p>< 同条例施行規則 > (電子計算機処理の軽微な変更等)</p> <p>第4条 条例第9条第2項ただし書の市長が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 記録項目の削除による変更</p> <p>(2) 記録範囲の縮小による変更</p> <p>(3) 個人情報の内容の変更を伴わない処理の方法の変更</p> <p>(4) 個人情報の保管の方法の変更</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の制定改廃に伴う変更その他これに準ずる変更であって、個人の権利利益を侵害するおそれがないと市長が認めるもの</p> <p>2 条例第9条第3項第2号の規則で定める数は、10,000人とする。</p> <p>3 条例第9条第3項第3号の市長が定める軽微な電子計算機処理は、資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために行う電子計算機処理であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するものとする。</p>
仙台市 (H9.10月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限)</p> <p>第九条 実施機関は、第七条第三項に規定する個人情報については、電子計算機処理を行ってはならない。ただし、実施機関が仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて当該個人情報の電子計算機処理を行うことが事務事業の性質上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>

	<p>(収集の制限) 第七条 3 実施機関は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務事業の目的を達成するためこれらの個人情報を収集することが特に必要であると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>千葉市 (H18.4月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限) 第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いたうえで、事務の性質上やむを得ないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(個人情報の収集の制限) 第7条 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき。</p>
<p>さいたま市 (H13.5月 施行)</p>	<p>規定無</p>
<p>横浜市 (H12.7月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限) 第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理(以下「電子計算機処理」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。 2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報を取り扱う事務について、電子計算機処理(前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条及び第13条において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 3 実施機関は、前項に規定する個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(収集の制限) 第7条 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。 (横浜市個人情報保護審議会) 第32条 3 審議会は、電子計算機処理をする個人情報を保護するため、電子計算機の管理運営に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>同条例施行規則 (電子計算機処理の制限の適用除外) 第4条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める電子計算機処理は、次のとおりとする。 (1) 専ら文章を作成するための電子計算機処理</p>

	<p>(2) 専ら文書又は図画の内容を記録するための電子計算機処理</p> <p>(3) 製版その他の専ら印刷物を製作するための電子計算機処理</p> <p>(4) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための電子計算機処理</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (個人情報ファイルの作成等)</p> <p>第 12 条 実施機関は、届出業務に係る個人情報を処理するに当たって、電子計算組織を利用した個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル」という。)を新たに作成しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行) 改正 条例 H15.8 月施行</p>	<p>< 改正済み条例 > (要注意情報の電子計算機処理の禁止)</p> <p>第 10 条 実施機関は、第 7 条第 4 項に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めたとき。</p> <p>(電子計算機処理の制限)</p> <p>第 10 条の 2 実施機関は、個人情報の電子計算機処理をするときは、次の各号に掲げる対策その他の個人情報の保護対策を、別に条例で定めるところにより、講じなければならない。</p> <p>(1) 人的情報保護対策</p> <p>(2) 物理的情報保護対策</p> <p>(3) 技術的情報保護対策</p> <p>2 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ、名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、個人情報の一時的又は専ら試験的な電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理をするときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第 7 条</p> <p>4 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。</p> <p>< 旧条例 > (電子計算機処理の制限)</p> <p>第 10 条 実施機関は、第 7 条第 4 項に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めたとき。</p> <p>2 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ、名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、個人情報の一時的又は専ら試験的な電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理をするときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。</p>

	<p>同条例施行規則 (条例第 10 条の 2 第 2 項ただし書の規則で定める電子計算機処理) 第 5 条 条例第 10 条の 2 第 2 項ただし書に規定する規則で定める電子計算機処理は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために行う個人情報の電子計算機処理であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを磁気テープ等に記録して行うもの</p> <p>(2) 職員が単独で行う個人情報の電子計算機処理であって、専ら自己の職務の遂行を目的として当該情報を実施機関の内部で利用するために行うもの</p> <p>(3) 職員が専ら学術研究の用に供するためその発意に基づき行う個人情報の電子計算機処理</p> <p>(4) 磁気テープ等に記録される対象者の数が 3,000 人に満たない個人情報の電子計算機処理(実施機関が管理するパーソナルコンピュータによる処理に限る。)であって、当該情報の利用が実施機関の内部に限られることを予定して行うもの</p>
<p>京都市 (H6.4 月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限) 第 10 条 実施機関は、第 6 条第 3 項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報(出版、報道等により公にされている個人情報を除く。第 12 条において同じ。)の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(個人情報の収集の制限) 第 6 条 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。</p>
<p>大阪市 (H7.10 月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限) 第 8 条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 実施機関は、第 6 条第 2 項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき</p> <p>(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき</p> <p>(収集の制限) 第 6 条 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき</p> <p>(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき</p>
<p>広島市 (H8.10 月 施行) 改正 条例 16.4 月 施行</p>	<p>規定無</p> <p>旧条例でも規定無</p>

北九州市 (H4.10月施行)	規定無
福岡市 (H3.9月施行)	規定無

